

(誘導施設一覧)

誘導施設の種類		内容
文化・スポーツ交流施設	劇場、映画館、観覧場、演芸場	劇場、映画館、観覧場又は演芸場
	多目的ホール	多目的ホール(興行場法第1条第2項に規定する興行場営業が行われる施設に限る。)
	博物館、美術館	博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設又は博物館と同種の事業を行う施設
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館又は図書館と同種の事業を行う施設
	生涯学習施設	生涯学習センター又はこれに類する施設
	スポーツ拠点施設	スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設(その用途に供する床面積が8,000㎡以上のものに限る。)
国際・産業交流施設	大学・短期大学	学校教育法第1条に規定する大学
	MICE施設 (ホール・会議室等)	ホール、会議室等(一室の床面積が200㎡以上のホール、会議室等を有する施設に限る。)で、市民向けの展示会、国際会議、宴会等が実施できる施設
	バンケット(会議・宴会)に対応した一定規模のホール等を有するホテル	市民向けの展示会、国際会議、宴会等が実施できるホール等(一室の床面積が200㎡以上のものに限る。)を有する宿泊施設
子育て・高齢者交流施設	児童館	児童厚生施設(児童遊園を除く。)
	福祉会館	老人福祉センター
拠点的な医療施設	一般病床200床以上の病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院(同法第7条第2項第5号に規定する一般病床が200床以上のものに限る。)
拠点的な行政サービス施設	区役所	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例第2条で定める区の事務所

※ 届出が必要となる誘導施設は、その用途に供する床面積の合計が500㎡以上のものに限りま

※ 誘導施設には、上記の他に市長が指定する施設があります。令和5年3月31日現在、市長が指定した誘導施設は下記の1件です。

誘導施設の種類	所在地	指定年月日
インベーション施設	昭和区鶴舞一丁目201,202,203及び204	令和4年3月30日